

注釈少年法〔第4版〕

田宮 裕 = 廣瀬健二 編

2017年9月発売 / 752頁 / 本体5600円+税
A5判 / 並製



編集
担当者
から

大変お待たせいたしました。斯界における信頼の注釈書が約8年ぶりの改訂です。前版以降の少年法改正、少年院法の全面改正、少年鑑別所法の新制定などに対応しました。それのみならず、少年事件に精通した裁判官や弁護士といった、立案担当者を含む実務家のご尽力により、少年事件に対する現在の実務運用の観点から記述の見直しを行い、将来の展望への及も含め、全体をブラッシュアップしました。

巻末付録には「戦後の少年法制と少年事件」(631頁以下)として、主な少年事件の一覧を掲載しています。中には凄惨な事件も並んでおり、それを見ると「厳罰化が必要、少年法などいらない!」などと声高に叫びたくなるかもしれません。果たしてそれでよいのでしょうか。ぜひとも本書29頁以下「少年年齢の引下げ」をご覧ください。本書が、感情に任せず議論ではない、冷静な議論の一助となることを願います。(井植)

Point!

P

少年事件手続の正確な理解と実務運用の実情把握に!

序 説

科学の専門性のある調査官が本人・保護者はもちろん学校・職場等も調査してその問題点を解明し、面接・心理テスト、助言・指導等を行うほか、問題の大きい者には少年鑑別所の心身鑑別も行われ、犯罪・非行の原因が科学的に解明され、審判でも教育的な配慮がなされること、処遇も保護処分(教育的措置)などに加え、刑事処分も選択できる。これに対し、②では、警察官、検察官が刑事責任追及に必要な限度の証拠の収集(捜査)を行うもの、一般犯罪の一部は微罪処分(警告)で終局する。検察官に送致される事件でも、重大凶悪事件等以外では、犯人・犯罪を認定するのに必要な以上の犯行動機・犯罪原因の解明は行われない。また、6割程度の事件は起訴猶予とされ、起訴事件もその8割は略式命令請求(罰金)で、正式裁判は約7%程度、そのうち懲・禁錮刑になるものもその6割以上に執行猶予が付される。このような刑事事件の運用では、家庭裁判所が調査・審判・保護処分に対応していた者たちの大半は放任されることになる。単に少年年齢を引き下げ家庭裁判所の管轄を減縮する改革では本人の改善更生・再犯防止の面から疑問といわざるを得ない。仮に少年年齢を18歳とするのであれば、18~25歳程度の者たちには、家庭裁判所の調査・審判・保護処分等に相当するものによる対応を可能とする若年成人年齢を設定するの一案である。制度改革は種々の影響を見極めて慎重に行われるべきであるが、被害感情や犯罪対策が重視される重大・凶悪事件と罰罪・罰罪等が可能かつ有効である一般犯罪とは区分して考えること、調査官の調査、少年鑑別所の心身鑑別、少年院における教育的処遇などの実質的な活用、家庭裁判所と地方裁判所との有効な連携ができるような制度とすることが肝要と思われる(廣瀬x、同の論議)。

今後の改革においては、保護教育主義の原理・有効性に立戻り、他の諸要請との調和を図る視点が不可欠と思われる。

30

第1条

第1章 総 則

本章は、法の目的を宣言し、法適用の範囲を画する少年等の意義を明らかにしている。これは、少年の保護事件(第2章)のみならず、少年の刑事事件(第3章)を通じた法全体の通則となっていることに留意すべきである(森田239頁参照)。

(この法律の目的)

第1条 この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対しては性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

1 少年法の目的

本章は、少年法の目的を宣言するものであるが、同時に少年院法、更生保護法、犯罪福祉法などの関連する法律の解釈・運用の指針を示すものともいえる。刑事訴訟法の目的(刑罰1条)が「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事業の真相を明らかにし、刑罰命令を適正かつ迅速に適用実現する」とされているのと本章を対比すれば明らかのように、事業の真相解明や刑罰適用の実現を挙げずに、少年の可塑性に着目し、その健全な育成の観点から保護処分や特別措置を講ずることを掲げており、保護・教育を優先する趣旨を明らかにしているものといえる(川田1頁)。この点から、教育基本法1条などとも相関的に理解すべきだともいわれている(森田[編山]19頁、守屋<8頁参照)。もっとも、本章が掲げていない人権の保障、事業の真相解明、迅速適正な処分決定などを少年法が目的としていないと考えべきではない。これらの点に関しては、前述の少年法改正論議でも取上げられているが(中村成夫、昭和58年の嵐山中央高校放火未遂事件の最高裁決定(昭58・10・26刑集37・8・1260/家月36・1・158(百憲2))以降、議論が深められている。刑事手続

31